

新潟市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則をここに公布する。

令和5年5月8日

新潟市長 中原八一

新潟市規則第28号

新潟市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則
新潟市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和2年新潟市条例第30号）附則の規則で定める日は、令和5年5月7日までに感染した新潟市国民健康保険条例（昭和34年新潟市条例第5号）附則第9項に規定する新型コロナウイルス感染症の療養のためその労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日以後の労務に就くことを予定していた日のうち最初の日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。